

【資料1】

○行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の施行について（報告）

平成26年12月25日 条例第36号

改正

平成30年3月26日 条例第7号

平成30年9月27日 条例第35号

令和6年12月19日 条例第38号

行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、行田市地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 地域包括支援センターは、第4条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

（設置者等）

第3条 地域包括支援センターの設置者は、市及び法第115条の47第1項の規定により包括的支援事業の委託を受けた者とする。

2 包括的支援事業の委託を受けることができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者

（2）医療法人

- (3) 社会福祉法人
- (4) 包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定により設立された特定非営利活動法人
- (6) その他市長が適当と認める者
(職員の員数)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項に規定する基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会において地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると認められた場合は、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域において次の各号に掲げる第1号被保険者の数に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによることができる。

- (1) おおむね1,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
- (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専

らその職務に従事する常勤の職員とする。)

- (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専ら職務に従事する常勤の職員のうちから、第1項第1号に掲げる者を1人及び同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日条例第7号)

改正

平成30年9月27日条例第35号

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月27日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年12月19日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。